議第146号

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例の制定につ いて

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定す る。

令和元年5月16日提出

京都市長門川大作

を

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例 京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。 別表第1(7)の項中

法第53条第5項第3号の規定に基づく建築 物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る 許可の由語に対する密査	33,000	を
許可の申請に対する審査		

法第53条第5項の規定に基づく建築物の建 蔽率に関する特例の許可の申請に対する審 査	33,000	1.7
法第53条第6項第3号の規定に基づく建築 物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る 許可の申請に対する審査	33,000	(⊂ ,
	蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査 法第53条第6項第3号の規定に基づく建築 物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る	

法第86条の 8第1項又	200平方メートル以下の面 積	27,000
は第3項前 段の規定に 基づく工事	200平方メートルを超え500 平方メートル以下の面積	36,000
をラく工事 の全体計画 の認定又は 工事の全体	500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下の 面積	52,000
計画の変更の認定の申請に対する	1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以下の 面積	69,000

2 (議第146号)

	(議第146号)		
	審査	2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下の 面積	160,000
		10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以下の 面積	270,000
	50,000平方メートルを超え る面積	490,000	

法第86条の 8 第 1 項若 しくは第3 項前段(第 87条の2第 2項におい て準用する 場合を含 む。) 又は 第87条の2 第1項の規 定に基づく 工事の全体 計画の認定 又は工事の 全体計画の 変更の認定 の申請に対 する審査

30平方メート	ル以下の面積	27,000
30平方メートルを超え	特定建築物	32,000
100平方メ ートル以下 の面積	その他の建築物	43,000
100平方メートルを超	特定建築物	44,000
え200平方 メートル以 下の面積	その他の建築物	61,000
200平方メ ートルを超 え500平方	特定建築物	65,000
ス 500 千 万 メートル以 下の面積	その他の建築物	108,000
500平方メー 1,000平方メー 面積	・トルを超え -トル以下の	147,000
1,000平方メ- 2,000平方メ- 面積	- トルを超え - トル以下の	202,000
2,000平方メ- 5,000平方メ- 面積	- トルを超え - トル以下の	312,000
5,000平方メ- 10,000平方メ 面積	- トルを超え - トル以下の	466,000
10,000平方メ 50,000平方メ 面積	ートルを超え ートル以下の	600,000
50,000平方メ る面積	ートルを超え	1,084,000

に改め、同表

		I	
法	:第87条の	使用期間が1月以内のもの	60,000
段 基 物	第5項前 での規定に でく建築 の用途を 変更して興	徒田期間が1日な初らて ま	
行てこの	デ場等とし 使用する との許可 申請に対 る審査	使用期間が1月を超えるもの	120,000
建 し	法第87条の3第6項前段の規定に基づく 建築物の用途を変更して特別興行場等と して使用することの許可の申請に対する 審査		160,000

備考5中「又は第3項前段」を「若しくは第3項前段(第87条の2第2項において準用する場合を含む。)又は第87条の2第1項」に改め、同備考8中「第86条の8第1項」の右に「又は第87条の2第1項」を、「変更に係る部分の床面積」の右に「のうち最大のもの」を加え、同備考9中「第86条の8第3項前段」の右に「(第87条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の施行の目前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

建築基準法の規定に基づく許可等の申請に対する審査に係る手数料を定める等の必要があるので提案する。